

第2回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会 会議録	
日 時	令和7年3月26日(水) 午後6時00分～午後8時00分
開 催 場 所	神奈川区役所
出 席 者	(部会委員) 澤野部会長、戸張副部会長、石川委員、渡邊委員、植松委員、神谷委員、中川委員、明歩谷委員、山下委員、櫻井委員、相川委員、後明委員 (参考人) 反町第一町内会 山崎会長、沢渡自治会 柴崎会長、反町自治会 森田副会長、鶴屋町町内会 峯岸会長
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開(傍聴者1名)
議 題	学校規模適正化等の検討について
議 事	1 開会 (事務局) ただいまから第2回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会を始めます。まず初めに会議の成立について御報告します。本日の部会は委員全12名のうち全12名の方が御出席いただいております。そのため、「『青木小学校』学校規模適正化等検討部会運営要領第5条第2項」に基づき、部会委員の半数以上の出席があることから部会が成立していることを御報告させていただきます。 なお、前回の第1回目の検討部会の際、今回は事務局より「通学区域変更案」をお示しするとお伝えさせていただきました。それに伴い今回、該当する反町第一町内会、沢渡自治会、反町自治会、鶴屋町町内会の代表者の方に「参考人」という形で御出席いただいております。後程、参考人の皆さまには御発言いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。 続きまして、本日の配付資料の御確認をさせていただきます。はじめに、「次第」、「資料1 委員名簿」、「資料2 席次表」、「資料3 『青木小学校』学校規模適正化等検討部会ニュース(第1号)」こちらはピンクの用紙になります。「資料4 事務局に寄せられた御意見等一覧」こちらは後程、御紹介させていただきますが、第1回目の検討部会から本日までの間にEメールやお電話等で寄せられた意見等を掲載しております。最後に「資料5 学校規模適正化等の検討について」の以上となっております。資料はすべて揃っておりますでしょうか。資料の不足や不備等ございましたら、事務局までお声がけください。 また、本日の議事内容や意見については、会議録や部会ニュースの作成に供するため、部会の議事内容を録音させていただきますので御承知おきください。部会ニュースについては、会議内容をまとめ、保護者の皆さまに学校

を通じて配付するほか、青木小学校の通学区域内にお住まいの方にも第1回目と同様に全戸配付します。会議録とあわせて教育委員会のホームページにも掲載する予定です。

本日の部会は、終了時刻午後8時を目安にさせていただきたいと思っておりますので、時間になりましたらお知らせいたしますので御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これから先の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

(部会長)

それでは、第2回検討部会を始めたいと思います。まず、議題に入る前に本日の会議の公開、非公開について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

参考人の方もいらっしゃるため、改めて御説明いたします。

「『青木小学校』学校規模適正化等検討部会運営要領第5条の第4項」において、「会議については、一般に公開するものとする。ただし、部会の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開とすることができる。」と定められています。第1回では御議論いただいた結果「公開」となりましたが、第2回以降の会議の公開、非公開はその都度御議論いただくことといたしましたので、本日の部会の公開、非公開について御議論いただきたいと思います。

(部会長)

それでは、会議の公開、非公開について御意見ありますでしょうか。

(参考人)

会議の議事録的なものとして公開という形になると思うのですが、それは是非、お願いしたいということと、できれば議事録の内容に関しては先んじて今日参加した人たちに提供いただいて間違いがないか確認をさせていただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。会議録等の公開前には、必ず御出席いただいている皆さまに事前に発言内容の確認をさせていただきます。確認が取れ次第、ニュースの作成に着手しますのでよろしくお願いいたします。

(部会長)

それでは、公開ということによろしいですか。

—異議なし—

(事務局)

傍聴人の方がいらっしゃいますので会場に誘導いたします。

(部会長)

それでは、第2回の検討部会についても第1回目と同様に会議を公開で行いたいと思います。事務局は、傍聴者に会議資料を配付してください。

—資料配付—

(部会長)

それでは、傍聴について事務局から説明することはありますか。

(事務局)

2点、傍聴の方へ注意事項がございます。まず、本検討部会の「傍聴に関する要領第4条2項」により、傍聴人による写真撮影、録画、録音はすべて禁止されていますので御了承ください。

また、「同要領第6条」により、会議中に発言をする、部会の進行を妨害するといった、部会の運営に支障となる行為を行い、部会の運営に御協力いただけない場合には、部会長が会場からの退去を命じることができると定められておりますので、御了承ください。

2 寄せられた質問・意見について

(部会長)

それでは、前回の部会開催後、寄せられた意見・質問等について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

お手元の資料「事務局に寄せられた意見・質問等一覧」を御覧ください。

第1回検討部会以降、メール、電話で11件の御意見・御質問が寄せられました。3月19日時点で寄せられていた7件につきましては、皆様に事前に送付させていただきましたが、その後、4件の御意見が追加で寄せられました。時間の都合もございますので、内容について要約して御紹介させていただきます。御紹介部分につきましては、黄色くマーカーをしておりますのでそちらを中心に読み上げさせていただきます。

それでは、一人目の方からになります。

「近隣の小学校との融通をきかせることで、校舎建設などに使う税金額(予算)を減らす事を要望します。市や区の限りある予算を有効に使うために、通学区域の変更による、既存の建物の有効活用を強く要望します。」

「三ツ沢小学校に比較的遠方から(例えば三ツ沢下町や岡沢町、峰沢町から)通っているこどもたちと同じ程度の距離も、青木小学校のこどもたちに対して通学距離として検討していただきたいです。例えば、現在青木小学校に通っている沢渡や、松ヶ丘、鶴屋町のこどもたちも、三ツ沢小学校や宮谷小学校に通わせてもらう事で、鉄道沿線のもとと小学校が多く通学距離が大変短く済んでいたエリアのこどもたちに対しても、通学条件が平等になるように促す事はできると思います。『今ある公共の建物を最大限に活かす』方向で検討を進めていただけませんか。」

続いて二人目の御意見です。

「いただいた検討部会ニュースを拝読する限り、結論としては『学区の見直し』一択。まずは直面する課題を最速で解決することが大事だと思います。栗田谷の奥の方のお子さんは、斉藤分小の方が近い方が多いでしょう。また、沢渡の奥の方のお子さんも、三ツ沢小に近いお宅も多いと思います。第二回検討会では、学区の見直しを前提に話し合いがもたれることを希望します。」

三人目の方です。

「通学区域の見直しを行う場合、神奈川区以外の区に通学区域が変更になることはあるのでしょうか。あるのであれば、それはおかしいと思います。青木小は地区外からのこどもが多いと思います。その受入れを止める必要があると思います。」

四人目の方です。

「紙面にあえて通学者の数字まで記載をして、公に個別配付する点について違和感を感じます。」

五人目の方です。

「人数が増えることで、こどもたちの環境も悪くなるでしょう。こどもたちの事を一番に考えて、検討を進めてください。」

六人目の方です。

「『通学区域の見直し』を行った場合、自身の住むエリアが青木小学校の通学区域外となってしまうことを大変危惧しております。家族の居住地を考える際、こどもの小学校区に重点を置いて、この地を選びました。以下の点について御検討いただきたく、メールにて恐縮ですが、要望を挙げさせていただきます。通学区域見直しとなった場合を想定しております。①現在の通学区域が変更となった家庭に対する当面の猶予措置(兄弟の有無に関わらず、居住期間などに配慮いただき、青木小学校を選べる権利)②青木小学校

と周辺小学校との広義の教育環境の平準化（学年あたりのクラス数など）③
スケジュールなどの早期公表」

七人目の方です。

「まずは現在の通学区域外から通っている児童数やその適正化はしなくて
いいのかの確認を行ってほしいです。」

八人目の方です。

「現在の校区である青木小学校に通う前提で、保育園を選択しました。校
舎の増築などが簡単には難しいこともビラで理解しました。ですので、他の
学校がどうしても嫌、ということではありません。ただ、そうなるのであれば
前もって(少なくとも子が産まれる6年前から)周知すべきではと感じており
ます。今後、新規の児童数をより正確に把握した上で、どうしても校区の再
編成が必要なのであれば、再編成地区においては6年間を目安に、進学先を
希望制にしてはいかがでしょうか。」

九つ目の方です。

「栗田谷や松が丘などの学区を二ツ谷小や斎藤分小などに割り振りするべ
き。学区外からの越境をやめさせるべき。」

十個目の方です。

「学区変更の他に方法がないのであれば、数年の猶予をもって発表してい
ただき、それまではどちらかの小学校を選択できるようにはできないのでし
ょうか。栗田谷から斎藤分小への通学路についてはどのようにお考えでしょ
うか。交通量が多く狭いバス通りがあり、大人が歩くにも怖いと感じること
があります。今後住民に向けての説明会があるのであれば、近隣の保育園な
どもお知らせを出していただけないでしょうか。未就学の家庭に対して情
報が少ないと感じています。」

十一個目の方です。

「現在の通学区域が変更となった家庭に対する当面（3年程度）の猶予措
置（兄弟の有無に関わらず、居住期間などに配慮いただき、青木小学校を選
べる権利）について、改めて、柔軟な御対応の検討をお願いします。多くの
家庭が、保育園の希望調査時から、進学後の小学校に保育園のお友達がいる
ことや、保育園（立地）を中心とした生活リズムに大きな変化が生じないこ
と、などを想定して、保育園を選んでおります。通学区域の見直しという大
きな転換期を、希望しなくとも迎えることとなる家庭に対し、子供、家庭
の事情に応じて、柔軟な御対応をいただけるよう、何卒、お願い申し上げま
す。」

頂いた御意見は以上になります。

3 議題「学校規模適正化等の検討について」

（部会長）

それでは、次第3の議題に入ります。学校規模適正化等の検討について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それではA4横の資料、次第-3学校規模適正化等の検討についてと書かれたパワーポイント資料とA3の建築図面の資料を御用意いただいたうえで説明をさせていただきます。

まず、青木小学校の現状について改めて御説明いたします。前回の検討部会の中でもシミュレーションについて様々、御発言いただき宿題をいただいていたかと思います。改めまして、義務教育人口推計について説明させていただきます。第1回検討部会でお示しした数字は、2ページ目の数字になります。こちらは教育委員会のホームページで公表している数値になります。米印にあります通り、R6は令和6年5月1日時点の実数値、R7以降は令和6年度義務教育人口推計による推計値となっています。R7以降は、全学年35人学級、一般教室として使用可能な教室数は25教室とお示しさせていただきました。こちらの推計値には、今後、新たに建設される一部のマンション入居者の増加見込が反映されておりません。

次に、今回改めまして、現在把握している新しくできるマンション建設から予想されるこどもの人数を足したシミュレーション結果を3ページに御用意しました。2ページ目と3ページ目を比較して見ていただくと、児童数が増えている分が新しく建設されるマンションから発生するこどもの人数として積み増しされていると御確認いただければと思います。米印の1つ目と2つ目は2ページ目と同様です。3つ目で「令和6年度義務教育人口推計作成以降に判明した新たな開発情報も見込んでいるため公表値の数字と異なります」と説明書きを加えています。4つ目として、「一般教室として使用可能な教室数は25教室」と前回お示しさせていただきましたが、令和7年度は、一般教室として使用可能な教室数は24教室になる見込みと聞いております。

続いて4ページを御覧ください。こちらの表は、2、3ページ目でお示したものと似ておりますが、少し内容が異なります。まず、表の上段部分、「今後の児童数・学級数（開発による増加分を含まない）」について、御説明します。令和6年度は昨年5月1日時点の一般学級の人数の実数値になります。こちらは、新しくできるマンションをすべて除いた数値になります。単純に住民基本台帳上のこどもたちの推移を予測したものになっていて、この推移によると令和6年から令和12年にかけてこどもの人数は減っていく予測になっています。

次に、下段の表についてですが、先ほどの3ページでお示したものと同じになります。先ほど御説明したとおり、令和6年度義務教育人口推計作成

以降に判明した新たなマンション等の開発による増加分を含めた推計値となっていますので、上段の開発による増加分を含めなかった場合と比べると、かなりの人数が青木小学校に入ってくると予想を立てているという御説明になります。

続いて資料5ページを御覧ください。青木小学校の児童数・学級数（一般学級数）の推移を示したものになります。令和13年以降については、0歳児のお子さんが生まれていない状況を予測するものになっていますので、令和5年度に公表された「横浜市将来人口推計」を基にしたシミュレーション結果を示しております。神奈川区の横浜市将来人口推計では、今後、右肩上がりで児童数、学級数が増えていくということを第1回の検討部会でも御説明させていただきました。この表の見方としましては、「適正規模校」と書かれている「12～24学級」が教育委員会として目指していきたい学校規模となります。その規模を超えていくと「25～30学級の準適正規模校」1学年がおおよそ4～5学級になります。過大規模校の31学級以上は全学年がおおよそ5学級以上となることを示した状態となります。この将来人口推計を基にシミュレーションを行うと、青木小学校の学級数は35学級程度まで増加することを予測しています。そのため、「直近で教室を増築すれば、今後、児童数や学級数も減っていくのではないか」といった御意見もいただいておりますが、横浜市が公に将来予測を出している数値をベースにして計算しますと、当該地域においては、児童数及び学級数は今後も増えていく予測となっており、将来、学級数が30学級以上となってくると、増築を行ったとしても再び、教室不足となってしまうことをお示しさせていただいております。

続いて資料7ページ、2の対応策について、施設面による対応について第1回検討部会にて御説明しました。前回頂いた御意見を踏まえ、仮設校舎、増築の可能性について改めて設計会社に委託し、検討を行ってまいりました。

検討の結果、内容につきましてはA3資料を使用して説明させていただきますが、A3資料の前に資料7ページ目の四角囲みを御覧ください。検討確認事項として3点検討しました。

1点目、「校舎増築の許認可の検討①（学校建築の高さ制限）」について検討しました。増築校舎の規模が制限以下の面積と建物高さで建てることのできるのか検討を行いました。2点目として、「校舎増築の許認可の検討②（日影規制）」について、増築校舎の影が近隣住宅の敷地に生じてないかどうかを確認・検討を行いました。最後に3点目、「校舎増築のための北側擁壁築造の検討」を行いました。こちらでは、広範囲の築造による近隣への影響、工期について検討を行ってまいりました。以上を踏まえてA3資料の御説明をさせていただきます。

それでは、A3資料、最初のページを御覧ください。校舎の図面が6パタ

ーン記載されています。まず、左上につきましては既存校舎の状況について記載しています。既存校舎の状況をベースに増築棟を建築できるか検討しました。上段真ん中、「増築パターンⅠ-①」ですが、増築棟の建築は「2教室分・3階建て」としており、建設する時に極力グラウンド面積を減らさないよう検討しています。配置の方法としては、現在の体育倉庫がある辺りに2教室掛ける3階建てとなっています。

続いて上段右側パターンⅠ-②こちらはグラウンド側に増築棟を建てた場合となります。形状としては増築棟の位置のみ先程のパターンから変更となっており、パターンⅠ-①と同じような建物を建てることになります。

次に、左下の増築パターンⅡ-①ですが、こちらは、1階部分に3教室用意して2階建ての増築棟を北側部分に建てます。

続いて、以前に校舎が建っていた東側にも建てられるか検討したものが、下段の真ん中部分（増築パターンⅡ-②）になります。

最後に北側部分に平屋建てで、6教室分を並べた場合（増築パターンⅢ）を検討しました。

以上が、増築棟建設の可能性を検討するにあたり、設計会社が示した考えられる増築のパターンとなります。これをベースにし、法規制に則って、増築棟が建てられるのか建てられないのかというところが2枚目の資料となります。

まず、左上、既存校舎の日影規制の状況についてです。平成6年に横浜市建築基準条例が改正されました。それに伴い、改正前の昭和53年に建てられた校舎の西棟は既存不適格の建築物になります。日影規制が制限される前に西棟の校舎が建設され、当時は手書きで設計図等を描いていた時代だったこともあり、当時はおそらく入るだろうと計算していたのですが、近年、コンピューター等で正確な数値が出せるようになりますと、現在の西棟校舎については、「青い線」と「赤い線」がありますが、青い線からは5メートルライン、赤い線からは10メートルラインを示していますが、10メートルを超える部分に制限がかかっているため、違反状態となっている建築物となります。したがって校舎西棟については、何かしらで既存の校舎西棟を改修しない限り、新たに増築棟や、仮設校舎のプレハブ棟を建てることができないといった法規制を受けている状況であるということが前提条件になっています。

それを踏まえたうえで、増築棟について検討することになるのですが、すでに規制を受けている部分を更に悪化させてしまうのか、しないのかというところが一つの判断基準となります。まず、上段真ん中部分（増築パターンⅠ-①）の2教室3階建ての増築校舎ですが、赤い斜線で引いたところが日影規制を受けている部分となります。この部分に住宅がすでに建っており、日照時間が十分に確保できないことから、増築校舎は法規制上、このパター

ンにおいては建てられないことを示しています。同様に、資料上段、右上（増築パターンⅠ - ②）のようなグラウンド側に2教室3階建ての校舎を建てた場合においても、日影規制が北側の住宅にかかっている（赤い斜線）ため、このパターンの建設もできないということになります。

続いて左下、3教室2階建てのパターン（増築パターンⅡ - ①）になります。こちらでも、日影の規制が北側の住宅にかかってしまう（赤い斜線）ことが避けられたいため、このパターンでも建設が難しいことを示しています。

次に下段中央（増築パターンⅡ - ②）の東側に建設した場合ですが、北側のところに影がかかり、校舎東側に建っているマンションに日影がかかってしまうため（赤い斜線2か所）、建物を建設することは法規制上、できないということになります。

最後に下段右（増築パターンⅢ）の平屋建てで6教室造るパターンですが、こちらは現在建っている法規制を悪化させるものではないため、建設は可能ということになります。そのため、当パターンで増築を行った場合の具体的な建築スケジュールの検討を委託先の設計会社に依頼しました。それが3枚目の資料になります。

こちらは平屋建て6教室を建設する時の増築スケジュールとなりまして、4つのステップを経て新しい増築棟校舎が使用可能になることとなります。

まず、ステップ1で解体工事を行います。この解体工事では、北側にある防球ネットや用具倉庫、ジャングルジム、建設されているハマッコトイレ等、これらを全て撤去する必要があるため、これらの撤去、解体工事に設計を含め約14か月、1年強かかる見込みとなっています。

続いてステップ2、解体後に擁壁を築造する必要があります。前回もお伝えしましたが、北側の擁壁は強度に課題があるとお示しました。擁壁の精密調査、診断の上で擁壁設計により築造範囲を検討します。また、擁壁築造は、隣地家屋が接近していることから、学校敷地内からのみ施工が可能となります。北側はすでに住宅が建っているため、擁壁を直すには、学校敷地の内側から順々に掘って直していくこととなります。こちらの工事に24～36か月、診断結果によりさらに工期が伸びる可能性もありますが、最短で2年～3年程度かかる見込みとなっています。

ステップ3、校舎北棟増築工事となります。擁壁工事が完了して無事に杭を打ち、校舎の増築工事が始まりますが、こちらも12～15か月、1年から1年3か月くらいかかる見込みです。なお、「プレハブ校舎であればもっと早くできるのではないか」というところもあわせて検討しましたが、プレハブ校舎につきましても12か月、1年はかかる見込みとなるということが設計業者から示されているところです。

最後にステップ4、工事で使用したグラウンド整備を終えますと、増築棟校舎がいよいよ利用できることとなります。なお、前回の第1回検討部会で

もお示しした工事車両の動線ですが、東側の現在の正門からのみ、工事車両の出入りができる状況です。そのため、工事開始後は、児童は現在の給食室横の門から出入りする以外に方法がないことになります。仮囲いを見ていただきますと基本的に仮囲いから向こう側（敷地北側）を工事ヤードとし使用する形になりますが、仮囲いの外側の部分についても工事車両の出入りがありますので、基本的に工事開始後は、グラウンドは全面使用ができない状態が続くことになります。

最後に一番下のスケジュールを御覧ください。最短で令和7年度中に方向性が決まり、予算を確保し、令和8年度から設計が開始できた場合のスケジュールになります。解体工事の設計、解体工事で1年強。その間、擁壁調査と築造設計を行い、解体工事完了後ただちに擁壁築造工事に入ることになります。その後、擁壁築造工事の終りが見えてきた段階で、校舎増築の基本設計、実施設計を行い、擁壁築造工事終了後ただちに校舎増築工事に入る形になります。校舎増築工事が終わるのは令和13年度となる見込みです。その後、グラウンド整備を行い、増築校舎が使用できるようになるのは令和14年度からを見込んでいます。

A4資料の3ページ目を御覧ください。令和12年度までの児童数・学級数のシミュレーションを表でお示ししていますが、「令和9年度時点で教室が不足する」状況が見えている状況になっています。令和9年度が増築校舎の建築スケジュールのどの時点かと申しますと、最短で擁壁工事に着手している段階になります。その後、児童はどんどん増えることになりますが、擁壁の工事を行っている間に教室が完全に足りなくなるという事態が今回の設計スケジュール等でお示しさせていただいているところです。

ここまで、施設面について、前回頂いた宿題も含めて検討結果を御用意しました。一旦ここで皆さまに第1回目の御質問が解消された部分とまた新たな疑問点もあると思いますので、一旦、部会長の方にお戻しさせていただき質疑応答の時間にしたいと考えております。

（部会長）

それでは、今事務局の方から施設面について説明がありました。御質問がある方は挙手にて御質問いただきたいと思います。

（委員）

今回、工事の案を出していただいたのですが、費用的なところはどのような感じでしょうか。市民の方からの意見で、予算の使い方という意見もあって、私は「なるほどな」と思ったんですけども、工事には非常に大きな費用がかかるとは思います。例えばそれが多方面に与える影響等、総工事費といった見積りは出ているのでしょうか。

(事務局)

御質問、ありがとうございます。設計会社に委託し、現時点で皆さまに御用意できたのが、今回の工事図面とスケジュールになります。工事費用については、まだ設計会社から見積もりが出てきていない状況ですので、次回にはお示しできると思いますが、およそ増築棟一つを建てるのに、直近ですと、西区の平沼小学校で増築して令和7年度から使用開始となった例がありますので、そこで概算の金額というのはわかるかと思います。平沼小学校の場合は、増築棟のみを建てたという形になりまして、今回の青木小学校のように擁壁の築造等がなく、増築棟を建てるにあたってかかった費用に擁壁分の費用を足しますと、数億円でできるという話にはならないと言えるかと思っています。

(部会長)

他に何か質問はございますか。

(参考人)

先ほどの説明など、諸々聞いていて、意図的に「工期が間に合わないから学区を変えるしかない」と誘導されているようにしか感じられないのが一番の不満です。

まず、スケジュールのなかで、令和14年度から利用開始と記載がありますが、その前のグラウンド整備工事と書かれているところで、そもそもなぜ校舎が使えないのかが分らないです。別に、動線的にグラウンドを通らなければ使えるような気がするのですが、なぜそういったことがないのか。

また、擁壁工事の24～36か月、ずいぶん幅が大きく、これがもし24か月で終わるのであれば等、工事に関しても建てるものが恒久的なものなのか暫定的なものなのかによって、本来あるべき校舎にするのか、プレハブにするのか決まってくると思うんですけれども、そういったところも考えた場合、もしかしたら令和13年度から利用開始できるのではないですかとか。

私が説明をいただいた時には、まだ多目的室を改修することでもう1部屋は普通教室を確保できるのではという話もいただいていたのですが、それが今回は伏せられています。何か意図的に、そういったことを隠して誘導しているようにしか見えません。本当にこれがそうなのか、実現可能性、リスクを負った上でそうなのかとか勿論あると思うんですけれども、条件付けをもう少し明確にしてもらわないといけないと思いますし、人数の計算のところも、鶴屋町のところの大きなマンション、あそこはものすごい世帯数が入る予定なんです、今現在ほとんど入っていないですし、こどもも全然少ないですし、それが本当にこのシミュレーション通り、青木小学校に来るんです

か。当てはまるんですか。だとしたら、プレハブとか暫定的なものでやってもらいつつ、間に合わせることができるんじゃないですかとか。そういったところが、この資料からは読み取れないので、私としてはこの資料はすごく不満です。

(事務局)

まず、工事の図面等につきまして、我々が何か意図的な形で設計会社に依頼しているものではございません。今回、依頼した事業者ですが、図面の右下に記載されているとおり、川喜多設計さんという会社をお願いしております。こちらの設計会社に依頼した理由として、校舎の南棟を建設した時に設計をしていた会社でして、、、

(参考人)

そういったことを聞いているわけではないです。工事をして、スケジュールを立てるということを考えたときに、もしやるのであれば、「少しでも間に合わせよう、何とかそこまでの間、こどもたちを受け入れましょう」ということが前提となるはずですが、そういった意見等が一切ないことに対してお話をしています。ここに出しているスケジュールはその通りだと思いますが、24～36 か月、幅が大きいところの説明も全くないですし、もし万が一うまくいくようであれば、例えばグラウンド工事のところから増築棟が使用可能、ということであれば、令和 13 年度から使えるかもしれない形となって、「それまでの間にどういった工夫をしましょうか」という議論もできると思いますが、もうやらない前提で話をされているので、そういったことを選択肢も全くないですよ。

(事務局)

今回、設計会社には、確実に設計できるスケジュールを引いていただいています。もちろん、おっしゃるとおり、工事手法や、経済情勢の影響で人材が確保できない、建築資材が高騰している等、もうすでに横浜市においても、多くの学校で建替え等を進めている状況ですが、工期がかなり後ろ倒しになっているような状況です。他の公共建築物でも、また、民間デベロッパーにおいても同じような状況です。

そうした中で、皆様に正確にお示しできるスケジュールという点では、築造工事、確かに幅があるというのは間違いないのですが、確実にこの期間で間に合いますよという保証はできないということも委託先の設計業者から言われているところです。そのため、最短で2年で終わるけれども、今の経済情勢等を加味すれば、もう1年足しても本当に工事を終わらせるかどうか保証はできないと設計会社から言われています。

そのため、間に合うかもしれない最短スケジュールを引いた時に、本当に間に合わなかった時が一番怖いので、考えられる最大の後ろ倒しで想定されるパターン・スケジュールで検討せざるをえないと考えています。こうした事情を踏まえて、今回、スケジュールを引いたところですが、今回お示ししている、例えば令和 13 年と 14 年の部分、「グラウンドは使えないけれども、校舎を前倒しで使えば良いのではないかと」と御意見をいただいたかと思いますが、それも確におっしゃる通りなので、そういった工夫もできるかとは思いますが、ただ、最後に、推計表のところでお示した、現在予想している児童数というところ、我々の予測している児童数というところを見ますと、令和 13 年度時点では、校舎を改修・増築を行ったとしても教室が足りないような状況ですし、手一杯な状況ということで、我々としては第 1 回でも御説明しましたが、基本的に施設面でなんとか教室を確保するということは、今回改めて検証した結果、難しいということをお示しさせていただきました。

(参考人)

すみません、長引いてしまうので、やめます。

(委員)

確認ですが、資料の 2 ページと 3 ページですが、これの 2 ページは令和 6 年度の数字ですね、下は直近ということでしょうか。

(事務局)

2 ページ目と 3 ページ目について、改めて説明させていただきます。

2 ページ目は、我々が義務教育人口推計として、昨年 9 月に公表しているもの、ホームページ等でも公表しているものになります。3 ページ目の数字につきましては、時点で言いますと、義務教育人口推計の基準日である令和 6 年 5 月 1 日より後に新しくできるマンションが判明しましたので、その分を取り込んだ新たなシミュレーション結果になります。2 ページ目は令和 6 年 5 月 1 日時点で横浜市が把握しているマンション群が含まれている、3 ページ目は令和 6 年 5 月 1 日以降に判明した新しいマンションの分を含めて計算したものとなります。

(委員)

そうすると、約 10 か月くらいですかね、その間でこのくらい開発が増えたということでしょうか。

(事務局)

この間に、新しく判明したマンションとして、この時点では青木小学校の近く、皆様も御存じだと思いますが、2 ページ目の時点では「サカタのタネ」跡地のマンション分は戸数が判明していなかったため、その分は含めていないものとなります。あわせて、3 ページ目の時点ではサカタのタネ跡地のマンション戸数が 170 と判明しましたので、その戸数の部分を含めてですとか、それ以外にも判明しているマンションが加わった結果となっています。大きな違いとしては、そのサカタのタネ跡地のマンション部分に乗っているか、乗っていないかの感覚で見ていただければと思います。

(委員)

令和 10 年度以降のものは、ほとんどがシミュレーションということだと思いますか。本当の計画が入っているというよりは、あくまでもこれはシミュレーションですか。10 年度くらいから一気に増えていますよね。

(事務局)

こちらのピンク色の検討部会ニュース第 1 号の 2 ページ目の左下を御覧いただければと思います。前回、皆様にお示しさせていただきました、青木小学校の通学区域内で新しく建設されるマンションの情報になります。入居年というところを見ていただきますと、鶴屋町のフロントタワーにつきましては、入居がすでに始まっていて、現在入居者というところについては全戸埋まっていない状況です。②～⑩について、入居年を見ていただきますと、来年度の令和 7 年度に集中して新しいマンションへの入居が随時、始まっていく形となります。この令和 7 年度以降に新しいマンションに入居するこどもの数が、児童数の急増分という形で上乗せしているものになります。今回数字が大きく伸びているというところにつきましては、⑩の令和 9 年にサカタのタネのところ、こちらが約 170 戸分新たな児童数が上乗せになることが分かっていますので、このマンションが建設される時期になってきますと、こどもの数が急増するということを予測しています。

(委員)

分かりました。

(部会長)

他に御質問はございますか。

(委員)

増築のパターンの図面で、すべて増築は 6 教室を想定している図面となっていますが、青木小学校の児童数・学級数の表からすると、令和 12 年で 28

学級になる見込みとなっているんですけれども、これは今後の開発も含めての人数になるかと思いますが、この辺りの整合性がわからないので説明してください。6学級にする理由を教えてください。

(事務局)

表で御説明させていただきますと、右下の平屋建ての6教室の部分を見ていただければと思いますが、北側校舎に寄せられる校舎を教室並べていった時に、建てられる最大の数「6教室」となっています。そのため、最大で6学級分を超えて教室は用意できない想定のもと、不足教室ということ为前提に設計会社に2階建て、3階建ての想定もあわせて考えてもらいました。

(委員)

目指すところは、準適正規模校までは考えているのですか。

(事務局)

増築棟を建設する方向で進めた場合、プラス6学級、準適正規模校の中でなんとかやりくりできないかということを検討しています。これについては、A4資料、5ページを御覧いただければと思いますが、あくまでもシミュレーション上の話ということが前提となりますが、横浜市が公表している「将来人口推計」の予測値に基づいて、青木小学校区のこどもたちの人数を予測して出してみますと、30学級以上必要という形がシミュレーション上、出ています。ですので、増築棟で6教室分用意したとしても、実際には(将来的には)教室が不足してしまうことを補足してお示しさせていただきます。

(委員)

分かりました。

(部会長)

他に御質問はありますか。

(副部会長)

様々な御意見があると思いますが、参考人が言っていたように、ある程度そういう感じで(通学区域変更ありきで)進めているのではないかなというような意見もあります。私もそういうところがあるのではないかと、当初は思っていました。教育委員会としては確実な線でやらないと、万が一、こどもの数が(予想以上に)多くなってしまって、神奈川区のこの辺りの場所は予想よりもっと増える可能性もある訳です。その時点になって、万が一なこ

とがあったら困るので、最大公約数的に数字を考えていくと、このようにやっていくこともやむなしではないかと、そういう感じがしますよね。

(部会長)

今、様々な意見がございましたけれども、他に御意見はありますか。ないようであれば、続いて資料の説明をお願いしたいと思います。

(意見なし)

(事務局)

では、続きまして、前回、事務局からお伝えいたしました、通学区域の見直しの案をお示しさせていただくということでお持ちしたので、御説明させていただきます。

その前に、委員から先ほど御質問いただいていた、増築校舎の建築費用はどのくらいなのかという点について、平沼小における増築棟の建築費用ですが、1フロア2教室の4階建ての計8教室分を御用意した際の費用といたしましては、約4億円かかっている形になります。今回、先ほどお話したとおり、同じような建築条件ではないため、建築費用はそれよりも増えるかもしれませんし、擁壁の建築費用についてもまだ算出していませんのでそれ以上に費用がかかるということも考えられます。先ほどの部分補足させていただきました。

それでは、資料8ページ以降を御説明させていただきます。第1回の資料でも同じ資料をお示しさせていただいております。

教育委員会では、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」というものを定め、その中で通学区域設定にあたっては、「学校規模」「通学距離」「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や「行政区」「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定するとしており、設定にあたっては「道路、鉄道、河川等で地形的に通学区域が区分されていることが望ましい。」と定めております。

通学距離についても、徒歩での通学を前提とし、小学校では片道おおむね2キロメートル以内が望ましい通学距離としてお示ししているところです。

続いて9ページ、こちらも第1回でお示しさせていただきましたが、青木小学校と隣接している小学校が、北側から「二谷小・斉藤分小」、西側に「三ツ沢小」、南側に「宮谷小学校」、そして東側に「幸ヶ谷小」というところが隣接している小学校となります。この隣接している地域につきまして、今回、通学区域変更案というところをお持ちしました。

資料11ページを御覧いただければと思います。通学区域の見直し案の検討にあたりましては、周辺校の通学区域と隣接する地域について、検討させ

ていただいております。幸ヶ谷小については、第1回の検討部会でもお話をさせていただきましたが、幸ヶ谷小学校がすでにパンク状態で隣接する神奈川小学校との通学区域を見直している状況も鑑みまして、隣接してはいますが、「桐畑」「高島台」といった地区は検討地域から除外しています。その上で今回、「宮谷小」「三ツ沢小」「斎藤分小」「二谷小」と隣接している、「反町」「栗田谷」「松ヶ丘」「沢渡」「台町」「鶴屋町」の地域にて検討をさせていただきました。

続いて資料12ページになります。こちらの資料、大変申し訳ありませんが、12、13ページ目のところで、丸のついた数字を振っておりますが、反町地区に該当する番号が⑤と記載されておりますが、③の誤りとなりますので、訂正させていただきます。大変申し訳ございません。

まず、12ページから御説明させていただきます。今回の通学区域の見直しにあたり、青木小学校の現在の学区線というところを、太枠の赤線のとおり変更する案をお持ちしました。この太枠の線を見ていただくと分かりますように、「栗田谷地区の全域」「沢渡地区の全域」「松ヶ丘地区の一部」と「台町、鶴屋町の一部」を通学区域変更する案をお持ちさせていただきました。この案をお示しするに至るまで、単位町内会ごとに各学校に割り振った場合どうなるかというところもシミュレーションを行いました。1つの町内会（地域）だけを動かしたとしても、青木小学校の教室不足の状況は解消しないという結論になっています。そのため、複数地域の通学区域の見直し案を提案させていただいております。町内会単位毎に①～⑨まで番号を振らせていただいております。

①栗田谷北につきましては、御提案する通学区域変更案としては、通学先を斎藤分小学校に変更する御提案をさせていただきます。

②栗田谷南町内会につきましては、基本的には通学先を斎藤分小学校とさせていただいた上で、二谷小学校を特別調整通学区域に設定させていただく御提案させていただいております。

③反町地区につきましては、学区線に変更はありませんので、引き続き、青木小学校が指定校（通学先）となりますが、隣接する二谷小学校を特別調整通学区域に設定し、2校から選べる形での御提案となります。

④松ヶ丘につきましては、赤い斜線部分は青木小学校の学区域という形で御提案させていただいておりまして、隣接する三ツ沢小を特別調整通学区域に設定し、2校から選択できる形での御提案となります。

⑤はこれも松ヶ丘町内会の一部になりますが、現在 JR 東日本の寮跡地となっている場所です。そこから三ツ沢東町内会に向け、数件戸建も建っている状況ですが、そこも含めて三ツ沢小学校に学区の変更をさせていただく案となっております。

⑥・⑦の沢渡自治会につきましては、基本的には2つの地域に分かれる形

で御提案させていただきます。沢渡自治会では3本の道で分かれておりまして、バス通りの線という⑥の地域については、三ツ沢小に学区域（通学先）を変更する御提案となります。

⑦については、県の社会福祉会館のあった場所ですが、こちらに新しく建設されるマンションを宮谷小学校に学区変更する案を考えております。

そして、⑧・⑨の台町と鶴屋町3丁目の一部となります。地図をご覧くださいと、お察しいただけるかと思いますが、反町地区に向かって走っているバス通りのラインで御提案させていただいております、この通りに沿った地区について、宮谷小学校へ学区変更する御提案となっています。

以上、御提案させていただいた通学区域変更を行った結果を青木小学校の児童数・学級数がどのように推移していくかを13ページ目でお示しさせていただきます。

変更前の数字につきましては、3ページ目の資料の数字を（そのまま）お示ししています。変更後については、通学区域変更と特別調整通学区域（2校から選択できる地域）のうち、「70%が青木小学校を選択した場合」「50%が青木小学校を選択した場合」「30%が青木小学校を選択した場合」それぞれで算出し、こどもたちの人数の変化、学級数の変化をお示しさせていただきます。その結果、お示ししているとおり、通学区域変更に加えて特別調整通学区域を設定しますと、「現在の青木小学校の規模を維持できる」、または「少し減少させることができる」見込みとなりますので、教育環境の確保には資するとして、教育委員会としては考えております。

最後に資料14ページを御覧いただければと思います。通学区域見直しの対象者についてですが、基本的に在校生については米印で記載のとおり、在校生は通学区域の見直しの「対象外」となります。あくまでも、施行日（設定日）以降に入学となる新しい小学校1年生、施行日以降に対象地域に転入学する小学生が対象となります。施行の時期につきましては、方向性がまとまる時期によって変わりますので、現時点での通学区域の見直し時期については決定していないというところです。

資料15ページにつきましては、前回お示しさせていただいているものと同じものを参考として御用意しております。

以上、通学区域変更案について、御説明させていただきました。また、部会長に進行いただき、質疑応答等受けさせていただければと思います。この後、質疑応答の時間を設けさせていただくことを考えておりますが、今回の事務局案については、本日、対象区域等の方向性をこの場でまとめるために御用意したものではなく、一度、関係する皆さまの町内会等にお持ち帰りいただき、団体ごとの御意見を次回検討部会にお持ちいただきたいと考えております。そのため、今回は、私の説明について御不明な点や現時点での御立場など、そういった点についてお話いただければと思います。

(部会長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、再びこの後、皆様からの御質問や御意見等をお伺いしたいと思います。意見交換を前に皆様に御協力いただきたいことを申し上げますと、私を含め、本日初めて皆様に通学区域の変更案の提示がありました。冒頭に、事務局からも説明がありましたが、この案について今日決めるというのは拙速だと思います。今日は、事務局案に対する質疑応答、現時点での町内会としての立場など、意見表明等を行う場にしたいと思います。

そのうえで、次回に向けて、地元でとりまとめて意見を報告していただいたうえで、議論したいと考えています。前向きな議論ができるよう、重ねてお願いします。それでは、御質問、御意見がありましたらお願いします。

(参考人)

3点確認させていただきたいです。今回の「学区を変えますよ」ということは何をもって決定するのでしょうか。この会合で話し合って、「もうこれしかないからこれにしましょう」という形で決まるのか、多くの人たちに色々と話を聞いたうえで、投票とかではないでしょうが、各町内とかでそれぞれアンケートを取ってもらって、それで決めていくのか、その辺りが全く分からないので知りたいです。

次に、これは説明にいらしたときにも質問した内容なのですが、1年生をある年度からその学校へ通学させるという話になった場合、その登校班の引率について、どのように考えているのでしょうか。

それから、町内会とこども会の関係性といいますか、当然いくつかに分かれた場合、こども会というのは町内会ごとに分かれると思うのですが、それはどうなるのでしょうか。これに関しては、すでにそういったことというのが、実績としてあるはずなので、私たちが持ち帰って質問するためにそれは必要になるから必ず用意してくださいとお願いしたものだのですが、今日の資料にはないので、そこも含めて回答してください。

(部会長)

3つに分かれた御質問でしたので、こちらについて事務局から回答をお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。事前に御説明させていただいたときに、御質問いただいた部分について、今回、事前にお答えできなかった部分としては、検討部会の場合よりも前に単独で御説明した場合にそこがどういう形で広がるか

ということを大変申し訳ないのですが危惧したところですのでいただいたお話についてはこちらから回答させていただきたいと思います。

(参考人)

いや、皆さん必要だと思いますよ。私だけではないと思います。なんか逃げていますけど、そんな話ではないと思います。

(事務局)

まず、いただいた質問について回答を順々にさせていただきます。「通学区域変更の意思決定の方法」についてどうなるのかというところを御質問いただきました。まず、通学区域の変更は、法規則上のお話をさせていただきますと、横浜市、学校計画課で所管しております、「通学区域規則」(横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則)というものがございます。通学区域規則で通学区域を定めることになります。意思決定の方法ですが、今回、こうした検討部会の場を設けさせていただいたのが、教育長から通学区域の変更について、第三者委員会である「学校規模適正化等検討委員会」、検討部会のいわゆる「親会」と呼ばれる検討委員会に学校規模適正化について諮問がありました。検討委員会には学識の先生が、、、

(参考人)

すみません、結論だけで結構です。

(事務局)

決定方法につきましては、検討部会のなかで最終的には決をとっていただき、その決を意見書という形で親会に報告していただきます。その後、親会で議論を行い答申の上、最終的に教育委員会に諮り、決定されるという形になります。

(参考人)

結局、意見は聞いてもらえるかもしれないけれど、関係ないところで決まるという話ですね。

(事務局)

基本的に、最終的に決定するのは教育委員会が(通学区域)規則を決定しますので、最後に決定するのは教育委員会が決めるというのは瓜田が申しあげたとおりです。

今回、こういう検討部会を設けさせていただいているのは、検討部会とし

では「こういう方向性がいい」という提案ができれば、最終的に意見書という形でまとめていただきたいと思います。その意見書をもとに、責任をもって、どうすべきかについては（親会での審議を経て）、教育委員会が最終的な意思決定をします。一方、地域の皆さんに集まっていますので、できるだけ最適な解を見つけていただいて、その意見を最大限尊重してどうすべきかを最後は教育委員会で責任をもって決めていきたいと考えています。

（参考人）

例えば沢渡の住民全員が反対だと言っても、学区を変えられてしまう可能性はあるということですね。

（事務局）

そこは予断をもってあるともないとも言いづらいところではありますが、みなさまからいただいた御意見も踏まえた上で、最後は教育委員会が責任を持って決めるという形になります。

（事務局）

1年生の登校班の話のところになります。三ツ沢小と宮谷小は登校班が編成されています。1年生のお子さまのところは、隣接する三ツ沢小または宮谷小の登校班のほうに合流していただく形になるかと思います。現在までに学校と詳細まで詰めているわけではないのですが、どのようになるかと言われますと、該当するお子さまにつきましては、隣接する小学校の登校班のほうに入っていただくことになるかと思います。

（参考人）

そこまで子どもを連れていかなければならないということですね。親御さんが。そういう、不利益を被らないといけないということなのですね。

（事務局）

そのようになります。最後、町内会と子ども会の関係性というところになります。「町内会と子ども会」について、例えば今回で言いますと、調整区域を設定することによって、2校から（通学する小学校を）選択する場合がありますので、通う小学校が別々のお子さまを同じ町内会で抱えることになるかと思います。その点について、現時点で横浜市として何かしら援助する手段は特段、ございません。

他の地域でも特別調整通学区域を設定している地域が数多くありますが、町内会の御尽力いただいているところです。町内会の方で子ども会の運

営方法を、例えばある地域では2校別々の学校に通っているけれども、町内会に所属するこどもたちは同じなので町内会でこども会として見ているパターンもありますし、それぞれの町内会、例えば隣の町内会の方に登校班が合流するので、そのお子さんたちは隣の町内会の方に参加されているというパターンもあったりするということです。

(参考人)

我々は最終的にそれを持ち帰って、みんなに説明して納得してもらわなければいけないんですけれども、今の説明で納得できると思いますか。長くなるならいいです。ありがとうございました。

(委員)

今の色々な話は、いわゆる通学路が被るということですよね。被らない町内はいいんですよね。現状のままだから。被るところで問題があるんですよね。被るところというのは今、参考人の方がおっしゃるように色々なこども会だとか学校の通学路だとかそれを指導するボランティアの町内の方とか、いろんな方が関わって、ほとんど反対です。

ではこれをどうしたらよいか。要するに現状のまま青木小学校の生徒を受け入れるということ。受け入れるためには、1学級35人でなく、40人にしてみてください。840人になって、そうすると現状の教室数でも可能になります。我々が通っているときは50人、60人いました。それでも学校の先生はちゃんとやってくれたわけです。また、第2次ベビーブーム、今の40～45歳くらいのこどもたちが青木小学校に通っているわけですよ。それでも学校教育はちゃんとやってきているわけです。それを単なる教育委員会の決め事だけで、それを当てはめようというのは非常に不愉快です。

(事務局)

学級編制に関する法律の位置付けから説明させていただきたいと思います。まず、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により定められています。こちらの法律「第3条2項」の中で、都道府県の教育委員会が定めることになっています。市町村教育委員会は、「標準を下回る人数で学級編制することは可能」だが、「原則、国の定め的人数を上回っての編制はできないもの」となっています。

続いて、第3条2項中の表中に、学校の種類として小学校、義務教育学校の前期課程を含む、学級編制の区分としては、同学年の児童で編制する学級は1学級の児童の数を35人と定めています。先ほどお話ししたとおり、35人を下回るということは各市町村の教育委員会で定めることはできますが、国の法律上、35人を超えることはできないものとなっています。

(委員)

なぜ（１学級 35 人を越えた学級編制が）できないのですか。

(事務局)

学級編制上の基準については、国の法律に基づくことが必要であり、法律を違反して学級編制を行うことはできません。小学校は全学年 1 学級 35 人以下で編制する。こちらは令和 7 年度から全校で実施されます。現在の令和 6 年度につきましては、経過措置として 6 年生だけが 40 人学級で運営されています。来年度からはすべての学年で 35 人学級となります。

(委員)

私たちの時代では、1、2 年生は二部授業でやっていました。

(事務局)

二部授業につきましても、「学校教育法施行規則」の中で二部授業を行う場合には、国に届出しなければならないとなっています。

(委員)

「学級が足りないから二部授業をやる」と届けをすれば良いのではないのですか。

(事務局)

横浜市で二部制を行っている事例としては、蒔田中学校のみ、夜間の中学校として運用がされており、二部制をとっています。あくまで夜間学級というところで実施がされているところです。

また、横浜市立小学校の総授業時数が決められており、小学校 1 年生で 870 時間。小学校 6 年生で 1,015 時間が必要となっています。一部の学年では超えている部分もありますが、国で定めている総授業時数に準拠しています。時間単位は、小学校は 45 分単位の授業を行っており、45 分が 1 時間単位とお考えください。横浜市の総授業時数を満たす想定 of 授業時数について、月曜日から金曜日まで必要な授業時数を考えると、必要な週の時数として、例えば小学 1 年生であれば、1 週間に 26 時間、小学 6 年生であれば 29 時間必要ということになります。

続いて、必要な時数を 60 分 1 時間の単位に変換した時、小学 1 年生でいうと、週に 24 時間が必要、小学 6 年生は週 29 時間が必要となります。

必要な時間を確保するための二部制授業の実施条件として、授業の間の休憩と移動時間を授業ごとに 5 分、午前午後いずれも中休みを 1 回 20 分、清

掃時間を 15 分、午前午後いずれも給食時間 45 分なしと設定して想定したものを簡単に割り出してみました。例えば、午前の部と午後の部で実施しようとした場合、4 時間授業日、1 年生で実施した場合、朝 8 時 20 分から 12 時 20 分、午後は 13 時 5 分から 17 時 5 分。6 時間授業が必要な 4 年生、5 年生、6 年生になると、朝 6 時 20 分から授業を始めて、お昼前に終わっている。こどもたちが帰ったあとに次の午後の部の授業の子たちが来て、13 時 5 分から終わりが 19 時 5 分まで。こうした授業時間割となり、これをこなしていかなないと次の学年に進級できないことになっています。

法律に定められているもので二部授業を実施するとした場合、極端な例かもしれませんが、このようなことも想定する必要があります。

(委員)

1、2 年生だけ二部授業にして、あとは普通の授業にすれば、1、2 年生でクラスが 3 つ、6 クラスあるわけだから、それを二部授業にしたらどうなのですか。

(事務局)

今、その想定まで行っているわけではないのですが、限りなくこどもたちの休み時間、給食の時間、そういった活動に必要なものを削りに削っての時間になっていますので、実際にこのように学校運営ができるかというと、学校現場としては、大きな負担になると考えています。また、午前の部、午後の部で教職員を別で配置する必要があり、教職員の確保そのものが難しい、という現状も踏まえたと難しいと考えています。

(委員)

色々思うことがありますが、まず 1 つは、ピンク色の冊子（資料 3「青木小学校」学校規模適正化等検討部会ニュース（第 1 号））の 6 ページに書かれていますが、先ほども教育委員会の方がおっしゃいましたが、「小学校、中学校の通学区域を総合的に配慮して設定する」とありまして、「設定にあたっては、道路、鉄道、河川等で地形的に通学区域が区分されていることが望ましい」と書いてあります。青木第一、青木第二の地区というのは、洲崎神社の区域です。「今時、お宮さんなんてどうでもいい」とお考えになるかもしれませんが、浅間下の交差点のところで西と東に分かれています。向こう様は浅間神社の区域で商店街も宮谷の商店街を使っている地域です。その地域で卒業したら軽井沢中学に行くようになっています。その地域に青木の一部、つまり洲崎神社の氏子の一部が浅間町の大きな交差点を越えて向こう側へ行って、そこで勉強をして卒業して今度はどこに行くのですか。軽井沢中学に行くのですか。それとも栗田谷中学に行くのですか。こど

もたちはそういうのにとってもついていけないと思います。友達という面で考えても。

それから松ケ丘に関して、松ケ丘の旧 J R 社宅のところを工事していますが、工事は休工しています。物価高騰等でおそらく工事がついていけないのだろうと思います。工事途中というか最後の部分を残して休工しています。この先、どうなるかというのは、東急不動産から連絡が全然ないため、松ケ丘自治会も把握しておりませんが、工事が遅れることは、確実だと思っています。つまり、こどもたちがそこに住むということ自体、1 年か 2 年遅れるのではないかとと思っています。その上で、あそこにこどもたちが入って三ツ沢小学校に行くということが現実的にあり得るかという話ですが、まず道が歩道と車道の区別がつかなくてグリーンのラインが引いてあるだけの道路をこどもたちはずっと歩いて三ツ沢小に行くことになると思います。これは青木へ行くよりもずっと危険度が高いです。

それから松ケ丘自治会として、今は全部のこどもたちが青木小に通学していて、もちろん私学に行っているお子さんもいますが。青木小に行って松本中に行くという流れができていますから、私たちこども会というか少年部と申しますけれど、少年部で何かやるときにも青木小の流れと松本中の流れを考えればいいのですが、ここに三ツ沢小が入ってくると、三ツ沢小は今回、4 月 4 日が入学式です。青木小は 4 月 7 日が入学式です。ということはこどもたちの生活の流れがそこで違ってくるのです。その両方を見ながらこどもたちのことを考えていかなければいけない。もちろん自治会長が両方の式典に出るとか、そういうことも考えていかななくてははいけない。これはかなり労力のかかることです。もちろん私も自治会長ですから、こどもたちのことは考えるし、できるだけ力を割きたいと思っていますが、余計な負荷を私でなくて、こどもたちにかかるという、そういう状態が私は不本意です。

(部会長)

私が知っているところでは、学区の都合で、実際に歩くと 30 分はかかる場所もあります。それでも通わなければならないような状況というのは、我々が我慢できる状況の範囲外ですが、それでも通わなければならないのが今の教育制度だと思いますので、仕方がないと言えば仕方がない。これが今の現実だと思っています。

ただいまの御意見についてお願いしたいと思います。

(事務局)

委員からの御意見についても、貴重な御意見だと思っております。今日はここで何かしらの答えを用意できている段階ではないため、次回以降になるかと思いますが、例えば神社の区分けとか、そういったところについて教育

委員会そこまではお答えすることは難しいと考えています。

ただ、通学路に関しておっしゃっていただいたように、実際に沢渡自治会から三ツ沢小学校まで歩かせていただきましたが、グリーンベルトしか敷かれていない道路というところも十分承知しております。仮の話で申し訳ないですが、この先、学区変更の方向性でお話が進んでいった場合、学区変更に伴って通学安全をどうするのかという議論も当然、検討部会の中でしていかなければならないと考えています。どういったかたちでこどもの安全を担保していくのか、実際にグリーンベルトが敷かれているところ、御存知の通り、松ヶ丘と三ツ沢東町内会と接しているところで、三ツ沢東町内会の子たちは、あの道を実際に使用してすでに三ツ沢小学校に通っているという実態もございます。新しく学区が変わるこどもたちについて、どういう形で安全を確保していくのかといった点についても、すでに児童が通学しているという実態も踏まえながら改めて検討すべき事項かとは思いますが、今日は貴重な御意見を賜ったという形で、この先議論が進んでいった際、通学路についても議論していきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

(部会長)

はい、決してまだ意見がない訳ではないと、まだ議論があるかと思いますが、設定されている時間も近づいてきておりますので、この話はいったん打ち切らせていただきたいと思います。この先のことについて、事務局からお話いただきたいと思います。

(事務局)

今日は冒頭、説明資料を申し上げる前にお話しましたとおり、部会長を含め、初めて通学区域変更案をお示しさせていただきました。第1回目でもお話しさせていただきましたが、施設面でどうするのかという点と、通学区域変更案でどうするのかという点、そういったところを総合的に判断していただくことが次回以降になるかと思っています。

ただ、今回通学区域変更案をお示しさせていただいた中で、各団体において、参考人からいただいたような「通学安全がどうなるのか」「2校にまたがる場合の町内会とこども会の運営とこどもたちの安全確保をどうするのか」といったことも、事務局としてお答えしなければいけないと思いますし、町内会やPTCAに持ち帰っていただくと、更に色々な話が出てくるかと思っています。そういった面でも次回第3回の検討部会で挙がってきた意見として、お話いただけると大変助かります。

青木小学校のこどもたちの教育環境確保のために精一杯、取り組んでまいりたいと考えていますので、どうか皆さま引き続き、御協力よろしくお願いいたします。

	いたします。 (委員) 幸ヶ谷小学校と神奈川小学校が先ほどおっしゃったように通学区域変更をやっているわけですね。その経緯や経過等、内容が分かれば情報として教えてほしいです。 (事務局) 前回御説明した中で、「幸ヶ谷小が溢れそうで神奈川小との通学区域の見直しをしました」というお話を少しさせていただいたと思いますが、こちらの資料については、御用意させていただきます。あわせて今回初めて参加されている方もいらっしゃるので少しだけ簡単に、同じ話かもしれませんが、御説明させていただきます。 幸ヶ谷小学校と神奈川小学校については昨年度に地元の皆さまとも御相談をさせていただいて、今年度、両校間で通学区域の変更をさせていただきました。主な要因としましては、幸ヶ谷小学校の中に、コットンハーバーに行く途中で工事中で皆さん御存知かもしれませんが、東高島地区という区画整理の中で、タワーマンションが最終的には3棟建つ場所があるのですが、そこは幸ヶ谷小学校の学区になっています。あわせて幸ヶ谷小学校の現在の学区の中にも青木小と同じように複数マンションが建設される状況です。幸ヶ谷小学校は学校の中に増築校舎を建ててグラウンドがないという状況もありますので、そういう状況も踏まえまして、隣の神奈川小学校と通学区域の見直しをさせていただきました。説明会で用いた資料もございますので、ホームページでもすでに公表させていただいておりますが、よろしければ次回、場合によっては先に皆さまに御提供できるかと思っておりますので、対応を考えさせていただきます。 (委員) どういう対応をしたのか知りたいです。 (事務局) 基本的には地元の皆さんと何度か話し合いを重ねて、最終的には説明会を開催して、最後は教育委員会として規則改正をさせていただきました。 (事務局) 地域としては、東神奈川一丁目全域を幸ヶ谷小学校から神奈川小の方に変更しております。加えて、新しく建つ東高島のタワーマンションと、同じところにJ R東日本の東神奈川寮もございまして、そこに新しくスターツコー
--	--

ポレーションさんが賃貸マンション 120 戸を建設中で、間もなく完成が近づいているのですが、その部分を神奈川小学校の学区に変更させていただいてます。資料の方は後日、皆さまにお配りさせていただこうと思います。

(委員)

地域の皆さまの御意見がごもつともだと思ひまして、この青木小の地域は、私も昨年 150 周年の事務局やらさせていただきましたが、150 年続いた氏子の皆さまもいらっしゃって、地域性が他の地域に比べて強いと思います。その点でおそらく反対もありながらも、最終的に先ほどのお話で言うと、残念な言い方をすると教育委員会が勝手に決めてしまうんですね。最終的には。どんなに反対をしてもっていうところ。保護者の意見としては、事務局に寄せられた意見にもあると思うのですが、大きく分けると 3 つ話があって、1 つは青木小に通うつもりでこの地域に住んだのに通えなくなる人への対応。今の話でいうと、施行した翌年、決まったところの 1 年生からという、そういう方たちが対象になると思っていて、その懸案が意見として結構寄せられていると思います。もう 1 点は逆に言うと青木小よりも三ツ沢小とか斎藤分小のほうが近いけれど、青木に行っている子もいるじゃないかという意見が 1 つと、もう 1 つは今、学校に生徒が増えて、こどもが教育を受けるための施設が足りないという意味の不利益を受けているから学区が変わることもやぶさかでないという意見があると思うんですけど、私も同意見な部分もありますが、1 つは先ほど法律は守らなければという話があると思いますが、新しくできるマンションや戸建てを除いて通学区域を変更するというのも 1 つの案ではないかと思っています。先ほどお示しいただいた現状で言うと、開発を含むから超えてしまう。表によると開発による増加分を含まないとした場合、23 クラスから 24 クラスで現状維持できる、逆に言うと教室を増やさなくても、青木小は存続できる状態で、だとしたら、ここにある区域の見直しの対応は望ましいと書かれているだけであって、だめだとは書いていないので、新しくできるマンションや戸建てをそこに住む人には申し訳ないけれど、桐畑も含め、サカタのタネ（跡地）のマンションの方も少し遠いかもしれないけれど、神奈川小や二谷小に行っていただいて、沢渡や松ヶ丘にできる新しいマンションも申し訳ないけれど、そこの方は宮谷小や三ツ沢小に行っていただいて、今いる方を青木小に通っていただくような方法がとれないのかと思います。地域の皆さまの御意見はごもつともなのですが、通わせる保護者が不安に思っていることが事務局に問い合わせとしてきているので、1 つは新しくできるものを外すのはどうなのかと思います。

もう 1 つは、特別調整通学区域の話が出ていますが、特別調整通学区域を全区域にかければいいのかと思っています。たしかに近い地域だから三ツ沢小とか斎藤分小に行く指定地域がそこになってもいいのだけれど、

特別調整通学区域で選べて青木小にも行けるという形になれば爆発的な増加というのは防げるのではないかというのが1つ。特別調整通学区域を例えば栗田谷南だったら斎藤分小と二谷小ではなく、斎藤分小と青木小。他の地域もどこどこと青木小というかたちで増加を止めることはできないのかなというのが1つ。

もう1つは事務局への問い合わせにもありましたけれど、この先6年の経過年をとって変更というのもできないのか。最終的には教育委員会が決めてしまうのと思いますが、決めるにしても来年とか再来年というバツサリした切り方ではなく、経過措置の6年を経てから、行うということをしていただくとかそういうことはできないのかと。反対なのは反対ですが、反対ばかりしていても、いつか決まってしまうのであれば、より皆さんが不利益を被らない選択肢を残しつつ、決めていただくようお願いしたいなと思っています。この地域の地域性、氏子さんがいるとかいうお宅が今回の学区域制度で勝手に宮谷小のほうになるとかとういのも、そういう形であれば避けられると思うので、できるだけ地域の皆さんの御意見も踏まえつつ、ただ変えなければ仕方がないのであれば変えるときに、「こういうやり方がある」という案がたくさんある状態で、これは特例かもしれませんが、これこそ逆に特例を認めていただきたいです。そのような形で対処していただけないかなというのが、保護者からの意見だと思いますし、保護者から説明会をやったときにもかなり御不安な意見が多くありました。おそらく質問が出てきているのはほとんど栗田谷の方とか沢渡の方が夜に体育館で行われた説明会でも「どうなるのか」というのがあったので、経過措置と、特別調整通学区域をたくさん設けてそれでどうなるのかという段階的な観察でも良いのではないかと思います。

あとは申し訳ないけれど新築マンション、新築賃貸マンション、新しく入ってくる方はこの地域の方ではない、という認識のもと外していただくことで、教室数そのもので維持できないのかなというのが、意見としてお願いしたいところではあります。

(部会長)

大変、貴重な意見をいただいたと思いますが。

(事務局)

御意見を3点いただいたと思うのですが、前回も通学区域の考え方の中で、お話しさせていただいたのですが、基本的に隣接校との通学区域境界に接しているマンション、今回で言えば、沢渡の「県の社会福祉会館の跡地」などは通学区域の見直しの対象として考えられますが、基本的に学区の中心付近にできあがってしまう、例えば台町公園の横の野村不動産が作っている

もの等、そういったものをそこだけ違う学校に通ってくださいというのは、考えにくいことだと思っています。しかしながら、今日の回答で終わりという訳にはいかないと思いますので、あくまでも今日は通学区域の変更案をお示しさせていただいた形になっています。そこに加えて今、委員からいただいた点は、この先のことを地域の皆さま、保護者の皆さま、子どもたちのことというのを考えていった時に、教育委員会として用意しなければいけない答えと考えておりますので、そこは今回お預かりさせていただいて、持ち帰って次回以降の検討部会でお示しさせていただくことになるかと思っています。

経過措置についても、十分検討しなければならないとは思っています。ただ、本日の趣旨としてはあくまでも通学区域を案として示させていただき、例えばこの線の割り方というのは教育委員会が鉄道や道路の線、町内会のつながり等そういったことを考慮した上で検討したものを示ししていますが、そこを地域の皆さまで、「それでは十分でない」「不足している」そういったものを御意見としていただきたいと考えております。

その他にも今、委員からいただいたようなお話もあわせて次回の検討の場で、もしくは次回の検討の場でそれをやると時間がもったいないということであれば、事前に事務局へ御意見を寄せていただければ、それも御用意した上で、資料を御用意したいと考えております。議論は始まったばかりというところではありますが、資料でお示ししているとおおり、それ程、猶予がある話ではないと思っていますので、我々のほうもピッチをあげて資料を用意していきながら、皆さまと建設的にお話させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(部会長)

ただいまお話がありましたけれども、もともと通学区域の見直し案について、今日は御意見を聴くということで始めておりましたので、ここで結論が出せるということではないと思います。今も事務局の話がありましたように、特に最後のお話等も非常に貴重な話がありましたので、引き続き、次回にこの件も合わせて話し合いを行いたいと思います。本日はこの件について終了したいと思います。

4 その他、事務連絡等

(事務局)

最後に事務連絡というかたちで御連絡させていただきます。

冒頭でも御説明しましたが、「検討部会ニュース」の周知方法につきましては、保護者の皆様へは、学校を通じて配付するほか、青木小学校の通学区域内にお住まいの方には、全戸配付を行います。また、教育委員会ホームページにも掲載する予定です。また、冒頭に参考人の方から御質問いただきま

	したが、掲載する前には今日の会議録、内容について皆さまに事前に確認をさせていただいたうえで、公表させていただきます。 また、第3回の検討部会の日程等についてですが、ニュース配付後に御意見等を受け付ける期間を考慮し、現在、我々として考えているのは6月下旬を目途に開催させていただきたいと考えております。時期が近づいてまいりましたら、今回と同様、日程調整表をメールや郵送でお送りしますので、入力、記入の上、御提出いただきますようお願いいたします。第3回部会の会場につきましては、開催通知でお知らせします。また、本日と同じく次回部会も冒頭に公開、非公開について御審議いただきたいと考えております。 本日は今年度最後の部会となります。新年度になりますと、各所属団体の中で役員を交代される場合があるかと思いますので、部会委員の対応について御説明いたします。 所属団体で役員の交代があった場合、部会委員を引き続き継続いただくことも可能ですし、交代していただくことも可能です。継続・交代につきましては、各所属団体で決めていただきます。 部会委員を継続される場合は、特段御連絡いただく必要はありませんが、役職等に変更がある場合は、委員名簿を修正いたしますので、事務局まで御連絡ください。 部会委員を交代される場合は、事務局まで御連絡いただきますようお願いいたします。新たな任命について、教育委員会の会議に諮ったうえで委嘱を行うため、手続きにお時間をいただきますので、役員の交代がありました際には必ず事務局へ御連絡のほうをお願いいたします。タイミングによりましては、任命の委嘱のほうが間に合わない場合もございますので、その場合には、現部会委員の皆さまに御出席いただく場合がございますと重ねて注意事項として申し上げます。 連絡事項は以上となります。 (部会長) いろいろと御意見をいただきましたが、その他御質問ございますか。 よろしいようでしたら、これをもちまして第2回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会を閉会します。皆さまどうも御協力ありがとうございました。
資 料 ・ 特 記 事 項	【資 料】 資料1 委員名簿 資料2 席次表 資料3 「青木小学校」学校規模適正化等検討部会ニュース（第1号） 資料4 事務局に寄せられた御意見等一覧 資料5 青木小学校の学校規模適正化等について